

# 安全で安心なまちづくりと再犯防止の取組の関係性について

## 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

### 第2条（定義）

「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

## 第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

### ○計画の対象

この計画では、主に日常生活の身近なところで発生する犯罪を対象とし、その未然防止に向けた取組を進めています。

### ○計画の目的

防犯活動などに取り組む市民や地域への支援などを通じて、住民と一体となって、地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも減らし、安全に安心して暮らせるまちをつくること。

→被害者となりうる市民が対象

## 再犯の防止等の推進に関する法律

### 第1条（目的）

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等により、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 第2条（定義）

再犯の防止等とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐことをいう。

### 第3条（基本理念）

- 2 社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要との認識の下に、講ぜられるものとする。

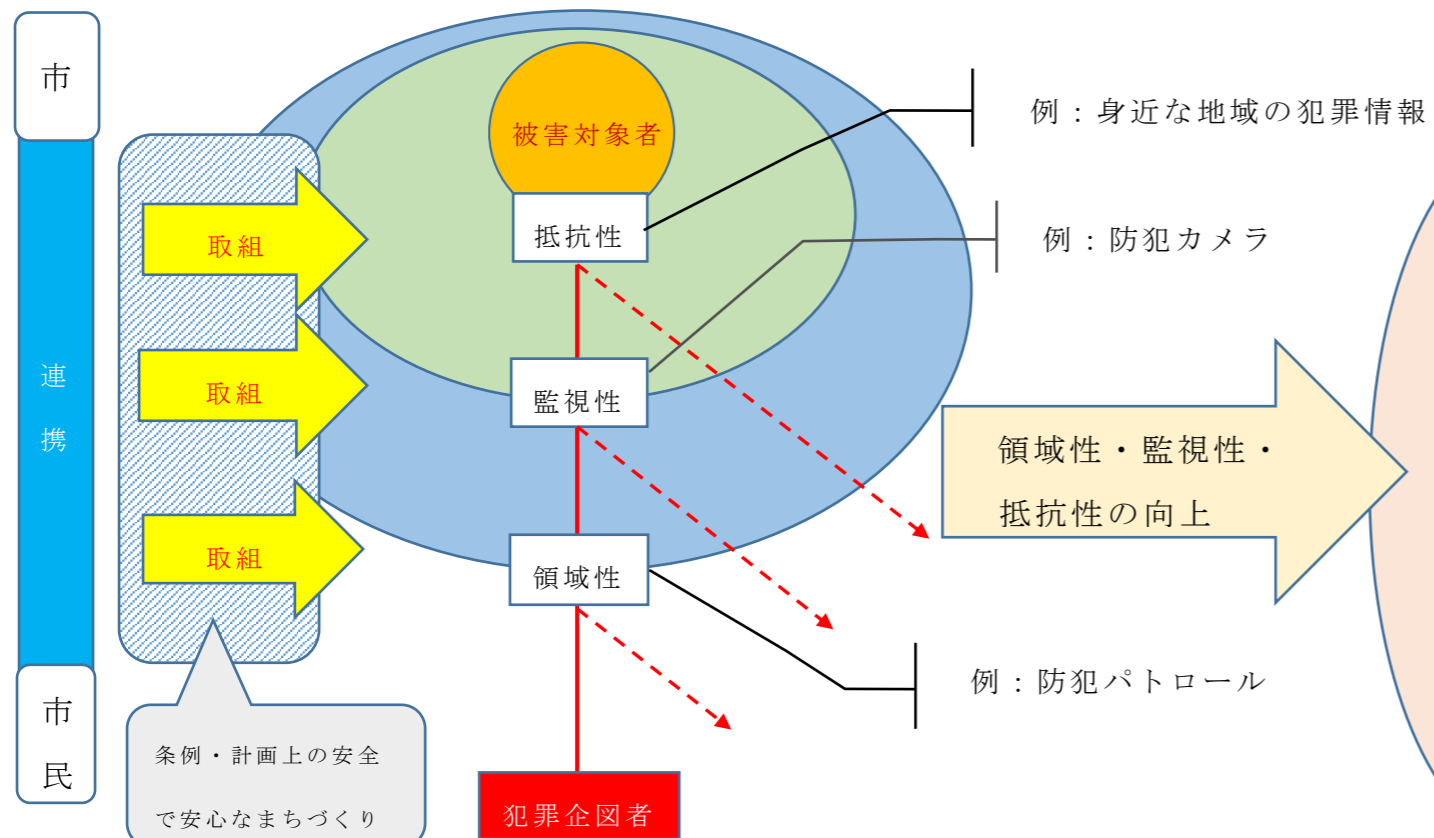
### 第11条（特性に応じた指導及び支援等）

犯罪をした者等に対する指導及び支援については、犯罪及び非行の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。（条文一部省略）

→再び加害者となりうる市民が対象

## 犯罪機会論

犯罪の発生する機会に着目し、その機会を減少させることによって、犯罪の発生を抑えようとする考え方



## 犯罪原因論

犯罪者の人格や境遇に着目し、その人格等を改善することによって、犯罪の発生を抑えようとする考え方

